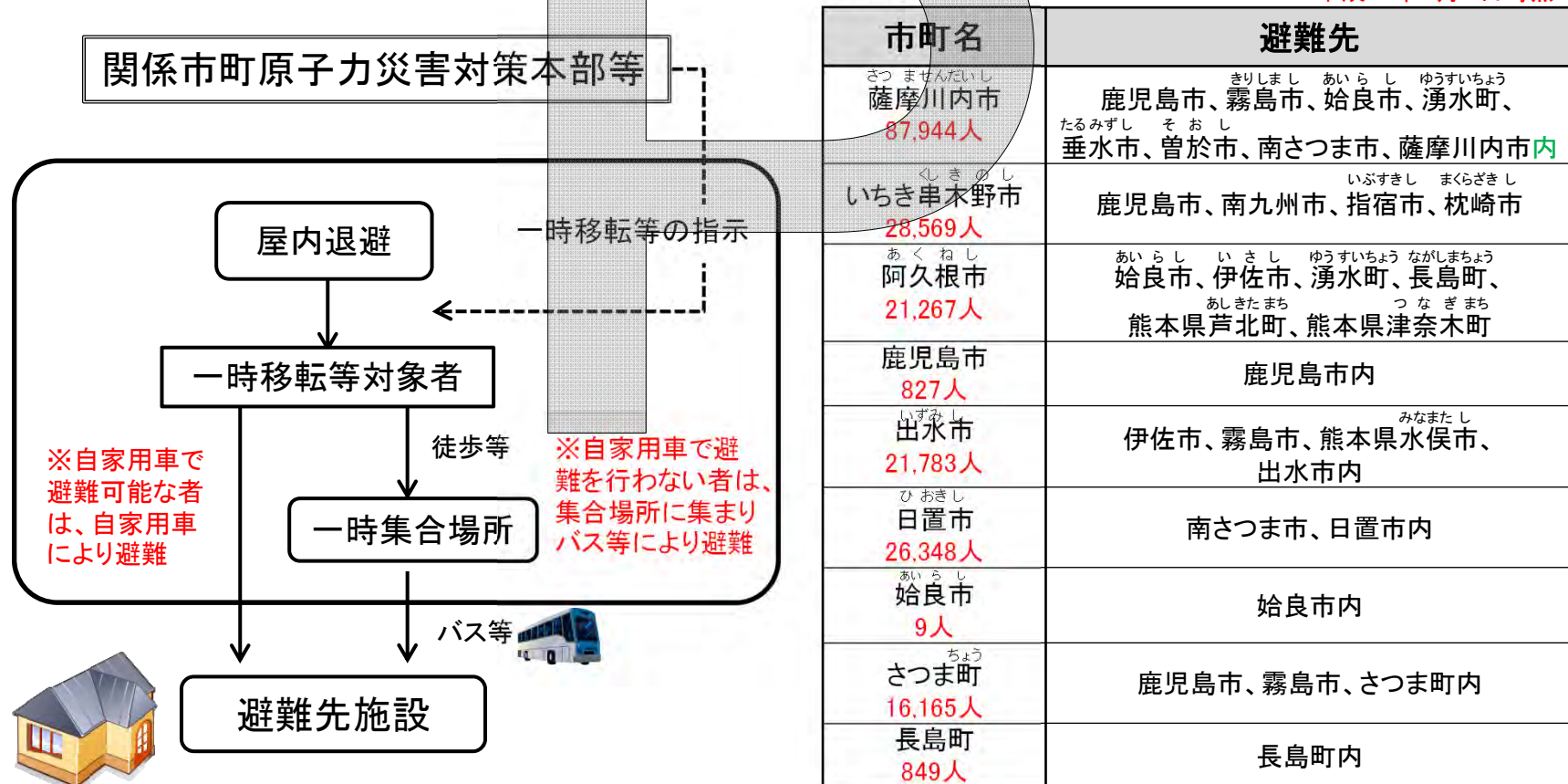


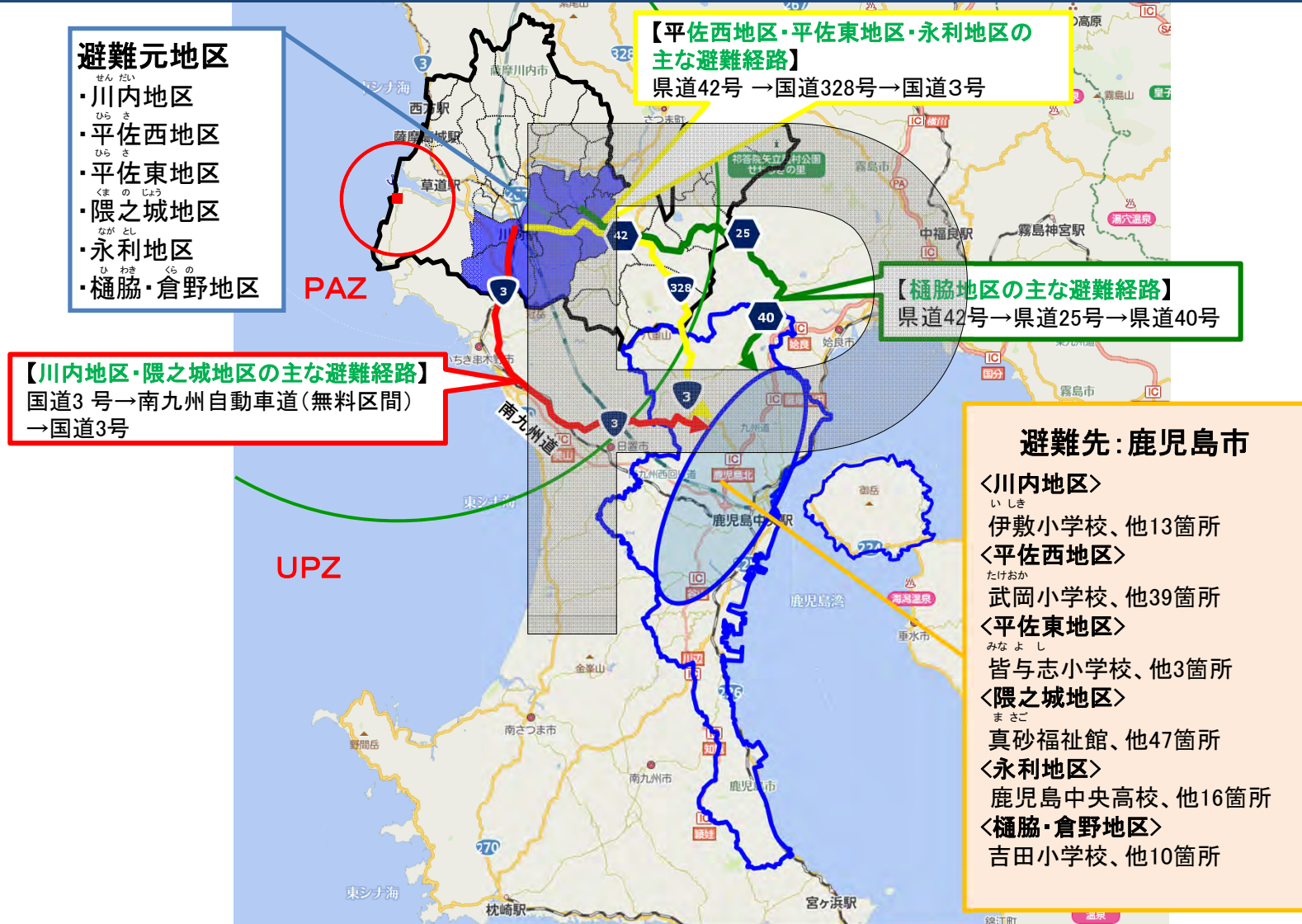
- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時20 μ Sv超過の区域に対して概ね**1週間程度内**に一時移転を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の市町災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。

<UPZ内市町の避難先> ※平成29年4月1日時点



UPZ内から避難先施設までの主な経路（薩摩川内市①）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



UPZ内から避難先施設までの主な経路（薩摩川内市②）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

